

日付	JIS番号：発効年 規格名称	件名	問合せ内容	回答
2014. 10. 1	JISG3452:2014 配管用炭素鋼鋼管	化学成分に規定のない元素の含有率の報告について	<p>本規格の2014の改正において14項報告に「表2に規定のない合金元素を意図的に添加した場合は、添加した合金元素の含有率を検査文書に付記する。」が追加された。</p> <p>例えばA1は意図的に添加する合金元素ではあるが、脱酸目的での使用である。</p> <p>しかし規格本文及びその解説からは、目的のいかんにかかわらず意図的に添加された合金元素の付記が必要であると読めるがこの判断で良いか？</p>	<p>脱酸や製鋼プロセスの改善を目的として添加する微量元素については、検査文書に付記する必要はありません。</p> <p>なお、この解釈は、同様の報告規定がある他の鋼材のJISについても同じです。</p>